

貸切バス・貸切タクシー利用促進事業 Q & A（利用者用）

Q 1 制度の対象となるのはどのような利用か？

- A 岩手県内が目的地となる、貸切バスまたは貸切タクシーの利用が対象となります。
貸切バスは、町内会や会社の親睦会、クラブ活動の行事などでも利用可能です。
貸切タクシーは、1時間以上の貸切利用（観光の目的以外でも可）から対象となります。

Q 2 この制度はどの貸切バス（貸切タクシー）の事業者でも使えるか？

- A この制度の対象となる事業者は、県内に事業所のある貸切バス及び貸切タクシーの事業者で、県にあらかじめ本制度の事業申請のあった事業者のみです。
詳しくは各事業者にお問い合わせください。

Q 3 この制度の利用方法は？

- A この制度の利用を希望する場合は、事前に利用を希望する事業者にお問い合わせください。利用までの流れは次のとおりとなります。
- ① 事前に利用を希望する事業者の利用の申し込み（予約）を行う。
※申し込み方法は各事業者にお問い合わせください。
 - ② 「利用申込書」を事業者に提出する。
※「利用申込書」の様式は各事業者が用意しています。
 - ③ 貸切バス・貸切タクシー利用後、運賃・料金から助成額を差し引いた金額を事業者を支払う。
※高速料金や駐車料金等の実費は対象外です。
※助成額は運賃・料金の1/2で、上限額は1回あたり1台につき貸切バスは75,000円、貸切タクシーは30,000円までです。

Q 4 岩手県民以外でも利用できるか？

- A 利用可能です。

Q 5 観光目的以外でも利用できるか？

- A 利用可能です。ただし、次の目的の場合は、対象外となりますのでご注意ください。
- ・国、自治体の利用、宗教活動・政治活動を目的とした利用
 - ・定期輸送（スクールバス・タクシー、企業の従業員送迎等）での利用

Q 6 他県への旅行も対象となるか

A 対象となりません。目的地が岩手県内の利用のみが対象となります。

Q 7 1人で何回でも利用可能か？

A 利用回数の制限はありません。

Q 8 この制度が利用できるのは、いつからいつまでか？

A この制度が利用できるのは、11月23日以降で、事業者の準備が出来た日から令和5年2月28日までです。ただし、この期間内であっても予算が無くなり次第終了となりますので、お早めにお申し込みください。

Q 9 既に予約済みの貸切バスの利用も対象となるか？

A 対象となる場合があります。本制度の対象となるのは、利用する事業者が県にあらかじめ本制度の事業申請を行っている場合です。
くわしくは予約した事業者にお問い合わせください。

Q10 1泊2日の旅行の場合の支払額はどのようになるか？

A 1日2日での利用の場合は、
1日目の運賃・料金の半額＋2日目の運賃・料金の半額
の合計額になります。
※ただし各日の助成上限額は貸切バス 75,000 円、貸切タクシーは 30,000 円までです。

**Q11 例えば、目的地までは貸切バス、その後グループ別に貸切タクシーで観光地周遊と
いうような利用は可能か？また、その場合の割引はどのようになるか？**

A それぞれの事業者に利用申込をしていただければ利用可能です。その場合は、貸切バス、貸切タクシーの運賃・料金の半額を、それぞれの事業者にお支払いください。

Q12 「全国旅行支援」との併用は可能か？

A 可能です。ただし、「全国旅行支援」の宿泊旅行商品（交通付）のうち、同一の貸切バス（または貸切タクシー）の利用を含む旅行商品との併用はできません。

Q13 Q5で対象外となる宗教活動に葬儀等の送迎は含まれるか？

A 葬儀等の送迎は補助の対象外です。

Q14 学校行事は対象となるか？

A 保護者やPTA等が運賃・料金を負担し実施する行事は補助の対象となります。
なお、自治体が運賃・料金を負担する場合は補助の対象外とします。